

播磨町水防計画

令和2年11月修正

播磨町防災会議

目次

第1章 総則.....	1
第2章 水防の責任.....	1
第3章 水防組織.....	1
第4章 水防体制.....	9
第5章 警戒を要する箇所.....	11
第6章 水防情報等の収集及び通信.....	12
第7章 水防信号.....	12
第8章 水防巡視及び警戒.....	13
第9章 水門等.....	14
第10章 輸送の確保.....	15
第11章 関係団体等との相互の協力、応援及び連絡.....	15
第12章 避難.....	17
第13章 公用負担.....	19
第14章 水防倉庫及び備蓄資機材.....	20
第15章 水防記録.....	21
第16章 報告.....	21
第17章 水防訓練.....	22
第18章 水防計画.....	22
第19章 水防協力団体.....	22
資料編.....	24

第1章 総則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、同法1条の目的を達成するため、本町管内の河川、海岸、港湾及び溜池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作等水防のための活動、関係機関との協力、応援並びに水防に必要な設備の整備及び運用について示したものである。

第2章 水防の責任

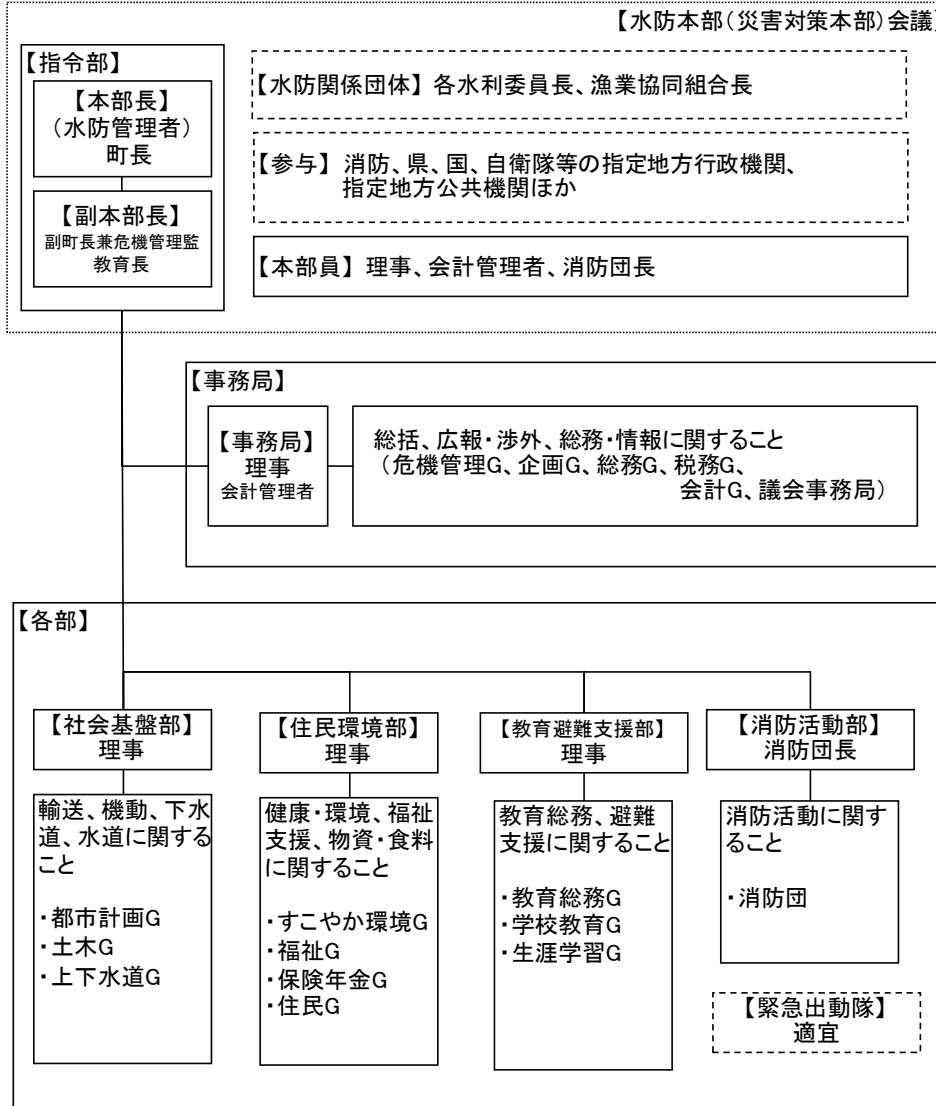
町は、水防法第3条の規定により、本町管内における水防を十分に果すべき責任を有しており、昭和53年8月1日付兵庫県告示第1740号により、水防法第4条に規定する指定水防管理団体となっている。

第3章 水防組織

1. 組織

- (1) 水防本部の構成は「別図 水防本部の構成」のとおりとする。
- (2) 水防管理者は、町内における水防を統括するために水防本部を設置する。この場合、消防団は水防団に切り替えるものとする。
- (3) 水防本部の本部長は町長、副本部長は副町長兼危機管理監及び教育長とする。
- (4) 本部長は、副本部長及び本部員を招集し、水害の予防及び応急対策の実施について協議する。また、必要に応じて水防関係団体、参与から意見等を聴くことができる。
- (5) 災害対策本部が設置された場合は、播磨町地域防災計画の定めるところによる。
- (6) 水防管理者は、水災及び応急対策がおおむね終了したと認めるときは、水防指令を解除するとともに、本部長は水防本部を閉鎖する。

＜別図 水防本部の構成＞



- ※各部の長は、理事、消防団長。
- ※上位の職責のものが不在の場合は、下位の職責のものが担う。
- ※事務局・各部ごとに職員を予め班編成し、適宜動員する。
- ※緊急出動隊は、津波発生時のゲート閉鎖においても活用する。
(参集した者から順に班を編成し、ゲート閉鎖に当たる)
- ※水防本部(災害対策本部)会議における水防関係団体・参与との連絡窓口は、事務局が担う。

2. 職務分担

- (1) 本部長は、水防本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部員は、本部長の命を受け、各部局を指揮監督する。
- (4) 事務局は、各部局との連絡調整を図り、水防作業を指揮監督する。
- (5) 消防団長は、本部長（水防管理者）の命を受け、消防団員を指揮監督する。
- (6) 各水利組合委員長は、監視及び連絡員を定め、管理溜池等を警戒する。
- (7) 漁業協同組合代表理事組合長は、監視及び連絡員を定め、漁港等を警戒する。

3. 事務分掌

各部局の事務分掌は次のとおりとし、組織運用の基本方針は、播磨町地域防災計画（第2部第1章第1節 災害対策のための組織を立ち上げる）と同様とする。

<事務分掌（事務局 その1）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	事務局内の連絡調整に関する事
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関する事
災害対策本部に関する事	●	●	●	連絡本部、災害警戒（対策）本部の設置、閉鎖に関する事
	●	●	●	職員の配備基準の決定に関する事
	●	●	●	本部会議の開催・運営等に関する事
	●	●	●	本部会議決定事項の指示・連絡調整に関する事
	●	●	●	災害対策用車両の配置、借入調整等に関する事
	●	●		災害対策要員の安全確保に関する事
		●		災害予算の編成、執行計画等の策定に関する事
		●		災害経費の出納、決算等に関する事
警戒・予防活動に関する事	●			風水害時の警戒・予防活動に関する事
	●			津波時の警戒・予防活動に関する事
情報収集・伝達・記録に関する事	●	●		通信連絡手段の確保（代替含む）に関する事
	●	●		エリアメールの活用に関する事
	●	●		防災安心ネットはりまに関する事
	●	●		防災行政無線、町ホームページの管理運営に関する事
	●	●		地震・津波情報、気象予報・警報、河川情報等の収集に関する事
	●	●		情報の整理・分析及び報告に関する事
	●	●		被害状況等の取りまとめに関する事
	●	●		安否情報の収集に関する事
	●	●	●	国、県等防災関係機関との連絡、報告、調整等に関する事
	●	●	●	消防団との連絡調整に関する事
	●	●	●	民間団体、住民の協力についての連絡調整に関する事
	●	●		地震・津波情報、気象予報・警報、河川情報等の収集に関する事
	●	●		避難勧告等の伝達に関する事
	●	●		職員への防災情報の周知に関する事
	●	●	●	災害応急対応の取りまとめに関する事
	●	●	●	災害（水防）記録の作成、保存に関する事

<事務分掌（事務局 その2）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
応援の要請受入に関する事 こと	●	●	●	災害救助法適用申請に関する事 こと
	●	●		自衛隊派遣要請の要求に関する事 こと
	●	●		兵庫県消防防災航空隊への支援要請に関する事 こと
	●	●	●	隣接市町等との相互応援に関する事 こと
広報・問合せ窓口に関する事 こと	●	●	●	報道機関との連絡調整等に関する事 こと
	●	●	●	広報資料の整理、記録等に関する事 こと
	●	●	●	生活相談窓口に関する事 こと
避難対策に関する事 こと	●	●	●	避難勧告等の判断、発令、解除に関する事 こと
	●	●	●	警戒区域の設定、解除に関する事 こと
	●	●		帰宅困難者対策に関する事 こと
被害認定調査、り災証明に関する事 こと		●	●	家屋被害調査に関する事 こと
			●	り災証明の発行に関する事 こと
生活再建支援に関する事 こと			●	被災者の納税猶予、納期延長等に関する事 こと
			●	災害見舞金、義援金の収入、保管等に関する事 こと
			●	被災者生活再建支援金に関する事 こと
			●	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に関する事 こと
			●	一時転居者支援に関する事 こと
			●	住宅災害復興融資利子補給に関する事 こと
			●	高齢者住宅再建支援に関する事 こと
			●	被災者生活復興資金貸付制度に関する事 こと
復興に関する事 こと			●	災害復興計画に関する事 こと
			●	災害対応の検証に関する事 こと

＜事務分掌（社会基盤部）＞

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	社会基盤部内の連絡調整に関する事
	●	●	●	所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関する事
警戒・予防活動に関する事	●			風水害時の警戒・予防活動に関する事
	●			津波時の警戒・予防活動に関する事
応援の要請受入に関する事	●	●	●	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく他市町への応援・支援要請に関する事
給水対策に関する事	●	●		給水対策に関する事（・断水エリアの特定、・応急給水計画の作成、実施、・飲料水の確保及び供給、・水質検査及び安全宣言）
廃棄物処理に関する事	●	●	●	下水道施設等を活用したし尿処理協力に関する事
障害物の除去・物資等の輸送に関する事	●	●	●	仮設道路の建設、障害物除去及び交通規制等応急交通対策に関する事
	●	●		臨時ヘリポートの開設に関する事
	●	●		災害対策要員、物資等の輸送に関する事
	●	●		資機材の配分、輸送に関する事
公共インフラ等被害の応急処置に関する事	●	●	●	道路、橋梁その他土木施設の防災、復旧に関する事
	●	●	●	ため池、用排水路等の防災、復旧に関する事
	●	●	●	津波・高潮に対する防災、復旧に関する事
	●	●	●	下水道施設の防災、復旧に関する事
	●	●	●	水道施設の防災、復旧に関する事
	●	●	●	現地における技術指導に関する事
建物、宅地等の応急危険度判定に関する事	●	●		被災建築物応急危険度判定に関する事
	●	●		被災宅地応急危険度判定に関する事
仮設住宅等に関する事			●	応急仮設住宅の建設に関する事
			●	住宅の応急修理に関する事
災害復旧事業に関する事			●	公共土木施設等の災害調査及び査定の実施に関する事

＜事務分掌（住民環境部）＞

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	住民環境部内の連絡調整に関する事
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関する事
警戒・予防活動に関する事	●			風水害時の警戒・予防活動に関する事
	●			津波時の警戒・予防活動に関する事
応援の要請受入に関する事	●	●	●	ボランティアの受入れに関する事
要配慮者への支援に関する事	●	●	●	要配慮者の避難支援に関する事
応急救護・保健衛生対策に関する事	●	●	●	救護所の開閉に関する事
	●	●	●	医療、助産活動等について、医療機関との連絡調整に関する事
	●	●	●	死体の収容、火葬等に関する事
		●	●	災害に伴う感染症予防等対策に関する事
		●	●	感染症対策機器、薬剤の調達、配分に関する事
		●	●	精神医療（こころのケア）に関する事
被災者の生活対策に関する事	●	●	●	避難者及び災害応急対策要員用食糧の調達に関する事
	●	●	●	救援物資の受入、配分等に関する事
		●	●	愛玩動物の収容に関する事
		●	●	炊き出しの実施、配分等に関する事
		●	●	被服、寝具その他生活必需品及び建築資材等の調達、あっせんに関する事
廃棄物処理に関する事	●	●	●	災害時の清掃（ごみ、ガレキ、し尿）に関する事
	●	●	●	仮設トイレの確保、輸送に関する事
	●	●	●	ごみの緊急収集に関する事
公共インフラ等被害の応急処置に関する事	●	●	●	農作物の応急措置の指導に関する事
	●	●	●	農林水産施設、農作物等の被害に対する必要な調査に関する事
生活再建支援に関する事		●	●	災害援護資金の貸付に関する事
			●	被災者の保険料免除等に関する事
			●	災害弔慰金等の支給に関する事
仮設住宅等に関する事			●	応急仮設住宅入居者の決定に関する事
災害復旧事業に関する事			●	福祉施設の防災、復旧に関する事

< 事務分掌（教育避難支援部） >

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	教育避難支援部内の連絡調整に関する事
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関する事
警戒・予防活動に関する事	●			風水害時の警戒・予防活動に関する事
	●			津波時の警戒・予防活動に関する事
避難対策に関する事	●	●		園児・児童生徒の避難救助に関する事
	●	●	●	避難所の開閉と運営等に関する事
	●	●	●	避難状況の収集、報告等に関する事
	●	●	●	中央公民館、コミセンの一時避難所の開閉について、指定管理者との調整に関する事
被災者の生活対策に関する事		●	●	炊き出しの応援に関する事
教育の再開に関する事		●	●	園児・児童生徒・教職員のこころのケアに関する事
		●	●	学校施設の防災、復旧に関する事
		●	●	社会教育施設、文化財等の防災、復旧に関する事
		●	●	応急教育施設、教育の確保等に関する事
		●	●	被災生徒等の学用品等の給付に関する事

< 事務分掌（消防活動部） >

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●		消防団の出動等命令、連絡調整及び出動等報告に関する事
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関する事
警戒・予防活動に関する事	●			風水害時の警戒・予防活動に関する事
	●			津波時の警戒・予防活動に関する事
情報収集・伝達・記録に関する事	●	●		被害状況等の収集及び報告に関する事
避難対策に関する事	●	●		避難誘導に関する事
人命救出・消防・捜索活動に関する事	●	●		被災者の捜索、救出、保護等に関する事
	●	●		消防（水防）活動に関する事

第4章 水防体制

1. 水防体制

水防管理者は、気象台、国土交通省又は兵庫県が発表する水防に関する情報をはじめ、地域の状況から判断して水防活動の必要を認めるときは、水防体制を整えるものとする。

2. 水防指令及び配備体制

(1) 水防指令

台風襲来のおそれのあるとき又は集中豪雨が予想されるとき、その他水害が予想されるときにおいて、非常配備につく時期は、水防管理者が指令するが、その基準は次のとおりとするほか、播磨町地域防災計画（第2部第1章第1節 災害対策のための組織を立ち上げる）に基づいて判断する。

＜水防指令の発表基準＞

水防指令	発令基準
連絡員待機	気象予警報に基づき、水防指令第1号を発するに至らないが、情報収集の必要及び連絡を密にする必要があると認められるとき。
第1号	今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。
第2号	水防事態発生が予想され、早急に水防活動が必要なとき。
第3号	事態が切迫して、又は水防事態の規模が大きくなり第2号配備では処理ができないと判断したとき。

(2) 水防体制の種類と概要

水防体制の種類と概要は以下のとおりである。

なお、水防体制をとった場合、水防管理者は、これを一般に周知させるとともに、関係機関に対してその旨を報告するものとする。

- ① 台風や前線等の災害誘因が発生し、これに関する情報収集の必要があるときは、危機管理グループを掌握する理事は、連絡員待機体制をとり、当該災害誘因に関する情報及び今後の見通しに関する情報を収集し、必要に応じ災害警戒本部に移行するため副町長兼危機管理監への連絡を行う。
- ② 水防指令第1号若しくは第2号が発令された場合、又は気象状況等により必要と認められる場合は、本部長を副町長兼危機管理監とした災害警戒本部を設置し、警戒対策、非常配備体制及び水防本部又は災害対策本部の設置について協議する。
- ④ 水防本部又は災害対策本部が設置された場合は、災害警戒本部は解散する。
- ⑤ 水防指令第3号が発令された場合又は気象状況等により必要と認められる場合は、本部長を町長とした水防本部（災害対策本部）を設置し、災害対策について協議する。

<水防体制の種類と概要>

本部区分	水防指令	水防体制	体制概要
—	—	連絡員待機体制	平時の防災対応部局である危機管理担当部局が中心となり、台風や前線等の災害誘因に関する情報収集を実施する体制。
災害警戒本部	第1号	予防体制 (第1号配備)	部局毎に予め定めた1班の人員をもってこれにあたり、警戒を要する箇所への巡視、情報連絡を主として事態の推移によって直ちに活動ができる体制とする。
	第2号	警戒体制 (第2号配備)	予防体制(第1号配備)を強化し、部局毎に予め定めた2班以上の人員をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。
水防本部/ 災害対策本部	第3号	非常体制 (第3号配備)	警戒体制(第2号配備)を強化し、職員の全員をもって長期間にわたる災害応急対応が遂行できる体制とする。

(3) 出動

水防管理者は、次の場合には直ちに消防団長及び各水利組合委員長並びに漁業協同組合代表理事組合長を水防組織に従って出動させ、警戒配備につかせるものとする。

- ① 河川の水位又は海岸の潮位が、氾濫注意水位又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- ② 気象状況等又は高潮の危険が切迫したとき。
- ③ 溜池の危険が切迫したとき。
- ④ 水防警報が発せられたとき。

なお、水防管理者又は水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定により、居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3. 安全への配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、救命胴衣やヘッドライトを着用する等従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

また、指揮者は、従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防作業を実施させることに留意し、従事者に対しては、あらかじめ活動可能な時間等を周知しなければならない。

4. 水防体制の解除

水位及び潮位が氾濫注意水位若しくは警戒潮位以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなったときは、解除する。この場合、水防管理者は、これを一般に周知させるとともに、関係機関に対してその旨を報告するものとする。

第5章 警戒を要する箇所

1. 警戒を要する河川

河川名	地区名	左右岸	備考
水田川	古田 北本荘 宮西	全域左右	
喜瀬川	野添城 大中 上野添 南大中 西野添 宮北 南野添 本荘 東本荘	全域左右	水位周知河川

2. 警戒を要する溜池

溜池名	地区名	警戒箇所	備考
石ケ池	本荘	堤防一円	
向ケ池		〃	
大池	古宮	〃	
布池		〃	
秋ケ池		〃	
北池	二子	〃	
ソウブチ池	野添	〃	
城池		〃	
蓮池		〃	
狐狸ケ池	大中	〃	
妹池	古田	〃	
上の池	宮北	〃	

3. その他警戒を要する箇所

樋門の位置、過去の浸水実績等を踏まえ、警戒が必要と思われる箇所。

なお、これについては別に整理し、水防訓練等において従事者に周知する。

第6章 水防情報等の収集及び通信

水防情報等の収集及び通信については、播磨町地域防災計画（第2部第1章第2節 災害情報等を収集・伝達する）による。

なお、気象注意報・気象警報が発令された場合は、来庁者への情報提供として庁舎内掲示板に掲示する。警報以上が発令又は解除された場合は、住友精化株式会社（079-437-2101）へ電話連絡を行う。

第7章 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。なお、信号は、適宜時間継続するものとし、必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用するものとする。

また、危険があるときは、防災行政無線、広報車、BAN-BANテレビ・ラジオ、防災安心ネットはりま、エリアメール・緊急速報メールを用いて周知するものとする。

<警鐘信号>

第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○
第4信号	乱 打

<サイレン信号>

第1信号	約5秒 ○	約15秒 休止	約5秒 ○	約15秒 休止
第2信号	約5秒 ○	約6秒 休止	約5秒 ○	約6秒 休止
第3信号	約10秒 ○	約5秒 休止	約10秒 ○	約5秒 休止
第4信号	約1分 ○	約5秒 休止	約1分 ○	休止

第1信号 河川では量水標が氾濫注意水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、高潮の恐れがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員等が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの。

第8章 水防巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者等は、随時河川、海岸、堤防、津波防護施設、溜池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

この通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

また、河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

水門又はため池の管理者は、出水時の操作に支障のないよう工作物の点検を行い、異常を発見した場合は、水防管理者と協議して必要な処置をとるとともに、その状況を加古川土木事務所長又は加古川流域土地改良事務所長に報告する。

2. 出水期

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸、堤防、量水標、水門、樋門、ため池等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防活動を実施するとともに、加古川土木事務所長及び海岸等の管理者に報告し、加古川土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排水門、取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防活動を実施するとともに、加古川土木事務所長及び海岸等の管理者に報告し、加古川土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の高潮の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排水門、取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

3. 水防活動

水防活動を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、従事者が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

4. 危険区域の巡視及び範囲

消防団は危険区域の水防状況を把握する必要があるとき、区域内の河川海岸、堤防等を巡回するものとする。

第9章 水門等

1. 水門及び樋門の操作

(1) 河川区間の水門及び樋門(洪水)

水門及び樋門の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門及び樋門の管理者は、気象警報、注意報、洪水予報、水防警報の通知を受けたとき又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部、海岸部の水門及び樋門(津波、高潮)

河口部、海岸部の水門及び樋門の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部、海岸部の水門及び樋門の管理者は、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にした上で、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2. 水門及び樋門一覧

主な水門及び樋門については播磨町地域防災計画（資料編（河川海岸保全施設等一覧表））のとおりとする。

第 10 章 輸送の確保

気象その他の状況により災害の発生が予測される時又は災害が現に発生したときには必要物資の輸送船車を確保するものとする。

輸送船車の確保及び物資の輸送については、播磨町地域防災計画（第 2 部第 2 章第 5 節 交通規制・緊急輸送を行う）による。

町保有車両台数については、播磨町地域防災計画（資料編（保有車両一覧表））のとおりとする。

第 11 章 関係団体等との相互の協力、応援及び連絡

1. 県水防機関との連絡

県において開催する水防連絡会において水防体制の強化充実を図り、水防実施が円滑に行われるようにするものとする。

県水防組織としての現地指導班（加古川土木事務所）と緊密な情報連絡をとるとともに技術指導を受けるものとする。

ため池については加古川流域土地改良事務所の指導を受けるものとする。

2. 隣接水防管理団体の協力応援

被害が他の水防管理団体の区域に波及するおそれがある災害が発生したとき、又はその危険が切迫したときは、直ちに關係する他の水防管理団体に連絡するものとする。

他の水防管理団体から応援を求められてきたときは、水防法第 23 条に基づき行動するものとする。

3. 警察署との協議

水防業務が円滑に推進されるために次の点につき協議するものとする。

(1) 警察通信施設の使用(水防法第 27 条)

水防上緊急の必要のある場合には水防管理者、その他水防関係者（以下「水防関係者」という。）は警察通信施設を使用することができる。警察はその使用につき便宜供与するが、警察の緊急業務には優先しない。

(2) 警戒区域設定(水防法第 21 条)

水防関係者が警戒区域を設定（可能な限り事前協議する。）した場合、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずる業務は水防団長又は水防団員が担当する。ただし、その業務を円滑に遂行するため警察官はこれを援助する。

(3) 警察官の援助要求(水防法第 22 条)

水防管理者は、水防上必要があるときには、警察署長に対し警察官の派遣を要求することができる。

警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

4. 自衛隊の協力要請

水防管理者は、水防機関の全能力以上を必要とする非常事態の発生が予想されるときは、播磨町地域防災計画（第 2 部第 1 章第 3 節 応援の要請・受入れを行う）により、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

5. 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

水防管理者は、県や国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所との連携を図り、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

また、地方気象台とのホットラインにより、気象状況について迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

6. 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者は、災害発生時の応急対応等の協力（障害物の除去、その他緊急応急作業）に関して兵庫県建設業協会加印支部と協定を締結している。

7. 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求めるものとする。

第 12 章 避難

1. 避難のための立退き

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者が避難のための立退きを指示する。なお、水防管理者は、立退きを指示する場合、加古川警察署長に通知する。

なお、避難指示（緊急）等の発令基準については、播磨町地域防災計画（第 2 部第 2 章第 2 節 避難対策を行う）に定めるとおりである。また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、町長にその通知に係る事項を通知する。

水防管理者は、避難のための立退きを指示したときは、その状況を加古川土木事務所長に速やかに報告するものとする。

加古川警察署長は、水防上著しく危険が切迫している区域において水防関係者が現場にいない場合で、事前協議のできない場合は、警察官職務執行法第 4 条の規定により警察独自の判断によって立退き避難をさせることができる。この場合事後に水防関係者に通知し協議するものとする。

2. 避難対策

避難対策については、播磨町地域防災計画（第 2 部第 2 章第 2 節 避難対策を行う）による。

3. 避難所及び収容人員

避難所、収容人員については、播磨町地域防災計画（資料編（避難場所一覧））の避難場所一覧表のとおりとする。

4. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置

水防法第 15 条の規定により定める事項については、次のとおりとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

播磨町地域防災計画（第 2 部第 2 章第 2 節 避難対策を行う）に準じ、直接伝達する。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

播磨町地域防災計画（第 2 部第 2 章第 2 節 避難対策を行う）によるものとし、状況によっては移動途中での被災の危険性もあるため、必ずしも指定の避難所への屋外の移動を伴う水平避難を促すだけでなく、状況に応じて、自宅の 2 階以上への垂直避難を促すなどの配慮する必要がある。

(3) 浸水想定区域内に地下街等又は要配慮者施設（※）の名称及び所在地

これに該当する施設は次のとおりである。

＜要配慮者利用施設と浸水想定状況の一覧＞

NO	施設名	住所		浸水想定状況			
		電話番号		喜瀬川	加古川	水田川	高潮
1	小規模多機能型居宅介護事業所 みんなの家	宮北1丁目6番6号		0.5m-	-	-	1.0m-
		079-437-1037		1.0m未満	-	-	3.0m未満
2	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆとり庵大中	南大中1丁目7番27号		0.5m-	-	-	-
		079-441-2770		1.0m未満	-	-	-
3	サービス付き高齢者向け住宅 すずらん	宮北2丁目11番3号		1.0m-	-	-	1.0m-
		079-437-3686		2.0m未満	-	-	3.0m未満
4	サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりの里	古田1丁目4番59号		0.5m-	-	-	-
		079-437-1867		1.0m未満	-	-	-
5	オリーブの家	東本荘2丁目7番10号		-	-	-	1.0m-
		079-441-0080		-	-	-	3.0m未満
6	オリーブの家2号館	東本荘2丁目7番11号		-	-	-	1.0m-
		079-441-1900		-	-	-	3.0m未満
7	特別養護老人ホーム あえの里	北古田1丁目17番37号		0.5m未満	-	-	-
		079-437-6333		0.5m未満	-	-	-
8	特別養護老人ホーム あえの里式番館	宮北1丁目6番15号		0.5m未満	-	-	0.5m-
		079-436-6001		0.5m未満	-	-	1.0m未満
9	岡本クリニック	北本荘5丁目10番11号		0.5m-	0.5m未満	0.5m未満	1.0m-
		079-437-2271		1.0m未満	0.5m未満	0.5m未満	3.0m未満
10	播磨小学校	宮北1丁目3番10号		0.5m-	-	-	1.0m-
		079-437-9849		1.0m未満	-	-	3.0m未満
11	播磨小学校学童保育所	宮北1丁目3番10号		0.5m-	-	-	1.0m-
		079-437-0299		1.0m未満	-	-	3.0m未満
12	播磨西小学校	北本荘4丁目5番1号		0.5m-	-	-	1.0m-
		079-436-3041		1.0m未満	-	-	3.0m未満
13	播磨西小学校学童保育所 (第1学童)	北本荘4丁目5番1号		0.5m未満	-	-	1.0m-
		079-436-3041		0.5m未満	-	-	3.0m未満
14	播磨西小学校学童保育所 (第2学童)	北本荘4丁目5番1号		0.5m未満	-	-	1.0m-
		079-435-3332		0.5m未満	-	-	3.0m未満
15	県立東はりま特別支援学校	北古田1丁目17番17号		0.5m未満	-	-	-
		079-430-2820		0.5m未満	-	-	-
16	播磨幼稚園	宮北1丁目7番7号		1.0m-	-	-	0.5m-
		079-437-0729		2.0m未満	-	-	1.0m未満
17	播磨西幼稚園	北本荘4丁目5番25号		0.5m未満	-	-	1.0m-
		079-435-3265		0.5m未満	-	-	3.0m未満
18	キュービットこども園	北本荘6丁目9番11号		0.5m-	0.5m未満	0.5m未満	3.0m-
		079-435-2532		1.0m未満	0.5m未満	0.5m未満	5.0m未満
19	播磨中央こども園	南大中1丁目5番13号		0.5m未満	-	-	-
		079-435-2455		0.5m未満	-	-	-
20	播磨保育園	東本荘1丁目13番7号		0.5m未満	-	-	0.5m-
		079-437-8165		0.5m未満	-	-	1.0m未満
21	バレット保育園	東本荘1丁目13番28号		0.5m未満	-	-	0.5m-
		079-451-7616		0.5m未満	-	-	1.0m未満

※要配慮者利用施設は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設をいい、通所及び在宅の介護サービス施設、病床を持つ病院、保育園・学童保育所・幼稚園・学校を対象とした。

※喜瀬川（県）、加古川（国）は水防法に基づき公表された浸水想定区域図から判定した。

※水田川、高潮は兵庫県計算の任意結果より判定した。

※津波は津波防災地域づくりに関する法律に基づき兵庫県知事が設定する津波浸水想定から判定した。

5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条の3の規定により本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

なお、当該計画を作成し、または自衛水防組織を設置した場合は、速やかに町長に報告するものとする。

第 13 章 公用負担

1. 公用負担権限

水防法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

なお、これにより損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補填しなければならない。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限証明証

水防法第 28 条の規定により公用負担を命じようとする場合は、水防管理者は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限証を携行し、必要がある場合にはこれを提示する。

公 用 負 担 権 限 証

所 属
氏 名

上記の者に水防法第 28 条第 1 項に規定する権限の行使を委任したことを証明します。

年 月 日

播磨町水防管理者
播磨町水防団長

印

3. 公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときには、原則として次に示す公用負担命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第 号
公 用 負 担 命 令 書
目的物
水防のため緊急の必要があるため、水防法第 28 条第 1 項の規定により上記目的物を使用 ・ 収用 ・ 処分 します。
年 月 日
様
播磨町水防管理者 播磨町水防団長
印

第 14 章 水防倉庫及び備蓄資機材

1. 水防倉庫

水防管理者は、水防上必要な資機材を備蓄するため、水防倉庫を設置する。

2. 資機材の確保

水防管理者は、資機材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資機材確保のため、あらかじめ業者と協議しておき緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補給しておくものとする。

水防管理者は、備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資機材を使用する場合には、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所

長又は加古川土木事務所長に承認を受けるものとする。

3. 水防倉庫及び備蓄資機材

水防倉庫及び備蓄資機材については、資料編（水防倉庫及び備蓄資機材）のとおりである。

第 15 章 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

- (1) 播磨町水防実施状況報告書
- (2) 水防法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- (3) 水防法第 24 条の水防従事者又は雇入れた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- (4) 水防法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 水防法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 水防法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 水防法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (8) 水防法第 29 条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 自衛隊援助の場合は、その状況
- (11) 現場指導の公務員の職氏名
- (12) 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及びその手当
- (13) 水防作業に使用した材料及び数量
- (14) 水防工法
- (15) 警戒中の水位観測表
- (16) 水防法第 32 条の 2 の水防訓練の概要

第 16 章 報告

1. 知事への報告（東播磨県民局加古川土木事務所経由）

水防管理者は、次の事項を 10 日以内に報告する。

- (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)の事項
- (2) その他必要と認める事項

2. 東播磨県民局加古川土木事務所への報告

水防管理者は、次の事項についてそのつど報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）・通報潮位、氾濫注意水位・警戒潮位、避難判断水位又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 水防法第23条第1項による他の消防機関又は水防団に応援を求めたとき
- (6) 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊の状況
- (7) 水防法第29条による立退き指示の事由
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

第17章 水防訓練

指定水防管理団体（本町）は、出水期までに水防訓練を行うものとする。

また、水防計画の習熟と検証、関係機関、住民等との連携の強化、実践を通じての防災意識の高揚等を図るため、関係機関や住民、事業者、ボランティア等と連携し地域の状況や施設の特性に応じた防災訓練を実施する。

第18章 水防計画

町は、県の水防計画に応じた水防計画を樹立し、加古川土木事務所を経由して知事に協議しなければならない。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、県知事に届け出なければならない。

第19章 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定

水防管理者は、下記に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

2. 水防協力団体の水防団との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

3. 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理者は、水防協力団体の申請があった場合は、水防法の定めるところにより指定することとする。また指定の際は、水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

資料編

1. 関係機関の連絡先

機関名	所在地	通信連絡方法			
		第1通信経路	第2通信経路	第3通信経路	F A X
播磨町災害対策本部	東本荘 1-5-30	079-435-0355	079-435-0991	-	079-435-7901
播磨町漁業協同組合	古宮 768	078-942-1912	-	-	078-942-1933
加古川市消防本部					
加古川市消防本部	加古川市加古川町 北在家 2000	079-451-9119	079-424-0119	119 (緊急時)	079-425-7587
加古川市東消防署	加古川市平岡町 新在家 29-2	079-426-0119			079-422-5306
加古川市東消防署 播磨分署	東本荘 2-16-5	079-436-0119			079-436-6691
兵庫県					
兵庫県庁	神戸市中央区 下山手通 5-10-1	078-341-7711	-	-	-
災害対策本部事務局			078-362-9900	-	078-362-9911 078-362-9912
災害対策課			078-362-9988	-	
消防課			078-362-9821	-	078-362-9915
防災企画課			078-362-9814	-	078-362-9914
災害対策東播磨地方本部	加古川市加古川町 寺家町天神木 97-1	079-421-1101	079-421-9016	-	079-424-6616
東播磨県民局総務企画室 総務防災課			079-421-9621	-	079-421-1213
加古川土木事務所 管理第2課			079-421-9146	-	079-421-4056
加古川農林水産 振興事務所			079-422-0002	079-422-0003 (難病等相談)	079-422-0006 (緊急時)
加古川健康福祉事務所	神戸市西区 神出町田井 3-1	078-965-2050	-	-	078-965-1755
東播磨利水事務所 施設課・工務課	加古川市平荘町 養老 656	079-428-1740	-	-	079-428-0177
加古川下流浄化センター	加古川市尾上町 養田 1687-2	079-424-1313	-	-	079-424-1314
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所	三木市宿原寺ノ前 70	0794-82-9839	-	-	0794-83-6835
北播磨県民局総務防災課	加東市社 字西柿 1075-2	0795-42-9309	-	-	0795-42-4704
兵庫県警察本部	神戸市中央区 下山手通 5-4-1	078-341-7441	-	110 (緊急時)	078-341-7441
加古川警察署(警備課)	加古川市平岡町 新在家 1224-13	079-427-0110	-		079-425-8110
明石警察署(警備課)	明石市田町 2-10-10	078-922-0110	-	-	078-924-0110

機関名	所在地	通信連絡方法			
		第1通信経路	第2通信経路	第3通信経路	F A X
近隣市町					
加古川市(代表) (危機管理課)	加古川市加古川町 北在家 2000	079-421-2000			079-422-1403
		079-427-9717			079-424-1375
明石市(代表) (総合安全対策室)	明石市中崎 1-5-1	078-912-1111			-
		078-918-5069			078-918-5140
高砂市(代表) (危機管理室)	高砂市荒井町 千鳥 1-1-1	079-442-2101			079-442-2229
		079-443-9008			079-442-9577
稲美町(代表) (危機管理課)	稲美町国岡 1-1	079-492-1212			079-492-5162
		079-492-9168			079-492-7792
近畿地方整備局姫路河川国道事務所					
防災課	姫路市北条 1-250	079-282-8508	-	-	079-284-8879
調査課	姫路市北条 1-250	079-282-8503	-	-	079-222-5843
小野出張所	小野市阿形町 1082-2	0794-63-2792	-	-	0794-62-8409
東播海岸出張所	明石市太寺 2-11-16	078-911-6011	-	-	078-911-7433
加古川分室(加古川大堰)	加古川市八幡町 中西条 875-1	079-438-0207	-	-	079-438-0255
第五管区海上保安部					
加古川海上保安署	加古川市別府町 港町 14-2	079-435-0671	079-435-4999	118 (緊急時)	079-435-0726
気象庁神戸地方気象台					
業務課	神戸市中央区 脇浜海岸通 1-4-3	078-222-8907	-	-	078-222-8942
観測予報課		078-222-8915	-	-	078-222-8945
陸上自衛隊					
第3特科隊	姫路市峰南町 1-70	079-222-4001 079-222-4002 (内)235~238	-	-	079-222-4001
海上自衛隊					
阪神基地隊	神戸市東灘区 魚崎浜町 37	078-441-1001 (内)230	-	-	078-431-1196
指定公共機関・指定地方公共機関等					
西日本電信電話(株)兵庫支店 設備部災害対策室	神戸市中央区 海岸通 11 NTT 神戸中央ビル 16 階	078-393-9440	078-393-8320 (休日・夜間)	-	078-326-7363
関西電力送配電(株) 兵庫支社(姫路)	姫路市十二所前町 117	0800-777-3081	-	-	079-227-0615
大阪ガス(株)兵庫導管部	神戸市中央区 港島中町 4-5-3	078-303-7725	-	-	078-303-7701
西日本旅客鉄道(株) 加古川駅	加古川市加古川町 篠原町 30-1	0570-00-2486	06-4960-8686	-	079-421-2610
西日本旅客鉄道(株) 土山駅	野添 1616-2	0570-00-2486	06-4960-8686	-	078-942-1625
山陽電気鉄道(株)鉄道事業本 部鉄道営業部	明石市二見町 東二見 479	078-941-6917	-	-	078-941-6919
神姫バス(株)加古川営業所	加古川市神野町 石守 1-95	079-423-2231	-	-	079-423-2233
(一社)加古川医師会	加古川市加古川町 篠原町 103-3	079-421-4301	-	-	079-421-4303
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区 脇浜海岸道 1-4-5	078-241-9889	-	-	078-241-6990

機関名	所在地	通信連絡方法			
		第1通信経路	第2通信経路	第3通信経路	F A X
報道機関					
BAN-BAN ネットワークス(株)	加古川市加古川町 粟津 26-2	079-421-3736	-	-	079-420-3735
日本放送協会神戸放送局	神戸市中央区 中山手通 2-24-7	078-252-5100	-	-	078-252-5110
(株)サンテレビジョン	神戸市中央区 港島中町 6-9-1	078-303-3168	-	-	078-303-3173
(株)ラジオ関西	神戸市中央区 東川崎町 1-5-7	078-362-7380	-	-	078-362-7403
水門・ポンプ場等					
本荘雨水ポンプ場		079-436-5858	-	-	-
水田川ポンプ場 (加古川土木事務所)		079-435-1927	-	-	079-435-1927
教育機関等					
播磨小学校	宮北 1-3-10	079-437-9849	079-435-3259	-	079-437-9671
播磨小学校学童保育所	宮北 1-3-10	079-437-0299			
蓮池小学校	西野添 4-3-1	078-943-2211	078-943-9821	-	078-943-9964
蓮池小学校学童保育所 (第1学童)	西野添 4-3-1	078-941-1141			
蓮池小学校学童保育所 (第2学童)	西野添 4-3-1	078-941-1146			
蓮池小学校学童保育所 (第3学童)	西野添 4-3-1	078-941-1900			
播磨西小学校	北本荘 4-5-1	079-435-3264	079-437-1504	-	079-435-3179
播磨西小学校学童保育所 (第1学童)	北本荘 4-5-1	079-436-3041			
播磨西小学校学童保育所 (第2学童)	北本荘 4-5-1	079-435-3332			
播磨南小学校	古宮 5-11-10	078-942-0730	078-942-0731	-	078-942-9637
播磨南小学校学童保育所 (第1学童)	古宮 5-11-10	078-941-1145			
播磨南小学校学童保育所 (第2学童)	古宮 5-11-10	078-942-3100			
東はりま特別支援学校	北古田 1-17-17	079-430-2820	079-430-2822	-	079-430-2821
播磨中学校	南大中 1-6-50	079-437-8147	079-437-5773	-	079-437-1062
播磨南中学校	古宮 5-10-1	078-943-6622	078-941-4194	-	078-943-6623
播磨南高等学校	古宮 4-3-1	078-944-1157	-	-	078-944-1158
播磨幼稚園	宮北 1-7-7	079-437-0729	-	-	079-437-0731
蓮池幼稚園	西野添 2-10-35	078-942-8328	-	-	078-942-5525
播磨西幼稚園	北本荘 4-5-25	079-435-3265	-	-	079-435-3313
蓮池保育園	西野添 2-10-33	078-942-6983	-	-	078-942-8101
播磨保育園	東本荘 1-13-7	079-437-8165	-	-	079-437-8335
播磨中央こども園	南大中 1-5-13	079-435-2455	-	-	079-435-2455
キュービットこども園	北本荘 6-9-11	079-435-2532	-	-	079-435-6866
パレット保育園	東本荘 1-13-28	079-451-7616	-	-	079-451-7617

機関名	所在地	通信連絡方法			
		第1通信経路	第2通信経路	第3通信経路	F A X
教育機関等					
図書館	東本荘 1-5-55	079-437-4500	-	-	079-437-5362
郷土資料館	大中 1-1-2	079-435-5000	-	-	079-436-0135
中央公民館	東本荘 1-5-40	079-437-6980	-	-	079-437-5735
東部コミュニティセンター	二子 418-3	078-943-6980	-	-	078-943-6611
西部コミュニティセンター	古田 1-1-11	079-436-9900	-	-	079-436-9901
野添コミュニティセンター	西野添 1-14-17	078-943-4825	-	-	078-943-4825
南部コミュニティセンター	北本荘 2-6-30	079-436-4110	-	-	079-436-4110
総合体育館	本荘 70-1	079-437-2201	-	-	079-437-3382
はりまシーサイドドーム	古宮 1-7	078-944-1133	-	-	-
秋ヶ池運動場	古宮 351-13	078-941-1494	-	-	-
その他町施設					
福祉会館	宮北 1-3-5	079-437-3221			
福祉しあわせセンター	南大中 1-8-41	079-435-1712			
播磨町デイサービスセンター	南大中 1-8-50	079-437-6155			
北部子育て支援センター	西野添 2-10-34	078-944-0717			
南部子育て支援センター	北本荘 3-2-31	079-437-4649			
塵芥処理センター	新島 59	079-435-2562			
健康いきいきセンター	南大中 1-8-60	079-435-5578			
播磨ふれあいの家	朝来市 多々良木 1244-1	079-678-1481			
ゆうあいプラザ	南野添 1-23-7	079-437-7356			
野添北公園蓬生庵	上野添 1-2-1	078-944-6040			
であい公園パークセンター	上野添 3-1-1	078-943-5588			
石ヶ池公園センター棟	北本荘 4-1-20	079-435-1879			
第3浄水場	北古田 1-3-1	079-435-5095			
土山駅南交流スペース (きつずなホール)	北野添 1-2-1 (BiVi 土山 1階)	078-941-5030			
その他関係機関					
兵庫県弁護士会	神戸市中央区橋通 1-4-3	078-341-7061			
兵庫県行政書士会	神戸市中央区東川崎 町 1-1-3 神戸クリ スタルタワー13階	078-371-6361			

2. 水利組合委員長名簿

水利組合名	委員長名
本莊水利組合	安立 裕
古宮水利組合	岩本 宏司
二子水利組合	福壽 実
野添水利組合	戎井 皓二
大中水利組合	浅原 孝一
古田水利組合	三宅 孝英
宮西水利組合	神部 芳信
宮北水利組合	藤原 俊治

3. 水防倉庫及び備蓄資機材

3-1. 水防倉庫の概要

名 称：播磨町水防倉庫

所 在 地：東本荘1丁目400番地の9（県道本荘平岡線高架下）

管理責任者：危機管理グループ統括

3-2. 主な備蓄資機材

品名	数量	品名	数量
発電機	2	くぎ	15kg
投光器類	8	チェーン 30m	2
パトライト	4	針金（#14×20m）	2
エンジンチェンソー	2	消石灰（20kg）	3
油圧ジャッキ爪付（2t、2.5t）	各1	消石灰（10kg）	37
チルホール	1	水中ポンプ（口径40mm、出力0.25kW）	2
ロープ 200m	1	一輪車	3
標識ロープ 100m	2	タイヤ空気入	1
金属製結束バンド 100m	3	スコップ	80
ツルハシ	5	コンクリートブロック	22
じょれん	4	折りたたみ式リヤカー	3
とび	10	誇張式ボート（5人用）	1
掛矢	6	くい（3m以上、φ20cm）	120
ハンマー	3	くい（3m以下、φ10cm）	150
のこぎり	2	土のう袋	5100
おの	3	土のう	2000
鎌	5	たこ槌（大、小）	各3
なた	1	カラーコーン	30
かなづち	4	コーンバー	15

4. 水防法（昭和24年6月4日号外法律第193号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識

経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を

補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に關係する水防事務については、關係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして

指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止すること

により、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長

に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水

の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を

聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、たときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑か

つ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災

会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議

会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又

は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」

とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。
(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることで

きる。

- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前

条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

[省 略]

播磨町水防計画

令和2年11月修正

播磨町防災会議